

新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第30号

新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則（平成26年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(土地所有権等の移転等の届出) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 条例第10条第2項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合 ア～ウ (略) エ 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号） <u>第10条第2号</u> に規定する森林整備法人 (2)～(12) (略) 5・6 (略)	(土地所有権等の移転等の届出) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 条例第10条第2項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合 ア～ウ (略) エ 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号） <u>第9条第2号</u> に規定する森林整備法人 (2)～(12) (略) 5・6 (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。